

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和3年4月12日
- 【発行者名】 UBS (Lux) ファンド・ソリューションズ・シキャブ
(UBS (Lux) Fund Solutions, SICAV)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 アンドレアス・ハーバーツェト
(Member of the Board of Directors, Andreas Haberzeth)
取締役副会長 フランク・ミュゼル
(Vice-Chairman, Board of Directors, Frank Müsel)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルク市 キルシュベルク地区L-1855 J.F. ケネディ通り49番地
(49, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 白川 剛士
弁護士 坂東 慶一
弁護士 小栗 翼
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS ETF 先進国株(MSCIワールド)
UBS ETF ユーロ圏大型株50(ユーロ・ストックス50)
UBS ETF ユーロ圏株(MSCI EMU)
UBS ETF 欧州株(MSCIヨーロッパ)
UBS ETF 英国大型株100(FTSE 100)
UBS ETF ユーロ圏小型株(MSCI EMU小型株)
UBS ETF MSCIアジア太平洋株(除く日本)
UBS ETF スイス株(MSCIスイス20/35)
UBS ETF 英国株(MSCI英国)
UBS ETF 米国株(MSCI米国)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
(1) UBS ETF 先進国株(MSCIワールド)
申込期間(2020年7月1日から2021年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
(2) UBS ETF ユーロ圏大型株50(ユーロ・ストックス50)
申込期間(2020年7月1日から2021年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
(3) UBS ETF ユーロ圏株(MSCI EMU)
申込期間(2020年7月1日から2021年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。

- (4) UBS ETF 欧州株 (MSCIヨーロッパ)
申込期間 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (5) UBS ETF 英国大型株100 (FTSE 100)
申込期間 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (6) UBS ETF ユーロ圏小型株 (MSCI EMU小型株)
申込期間 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (7) UBS ETF MSCIアジア太平洋株 (除く日本)
申込期間 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (8) UBS ETF スイス株 (MSCIスイス20/35)
申込期間 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (9) UBS ETF 英国株 (MSCI英国)
申込期間 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。
- (10) UBS ETF 米国株 (MSCI米国)
申込期間 (2020年7月1日から2021年6月30日まで)
2,000,000,000,000円を上限とする。

* 上記金額は、届出の対象とした募集(売出)有価証券信託受益証券の金額である。

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
東京都中央区日本橋兜町二丁目1番

- (注1) アメリカ合衆国ドル(「米ドル」)、イギリスポンド(「英ポンド」)、スイスフラン(「スイスフラン」)およびユーロの円貨換算は、便宜上、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.87円、1英ポンド=132.98円、1スイスフラン=109.49円、1ユーロ=116.00円)による。
- (注2) 本書の中で特に記載のない限り金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の金額の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき、異なった円貨表示がなされている場合もある。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和2年6月30日に提出した有価証券届出書(令和2年9月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」という。)について、発行者の定款変更により発行者の商号がUBS ETF・シキャブ(UBS ETF, SICAV)からUBS (Lux) ファンド・ソリューションズ・シキャブ(UBS (Lux) Fund Solutions, SICAV)に変更されたので、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するとともに変更後の定款を添付するものである。

なお、下線の部分は訂正部分を示す。

2【訂正内容】

第一部 証券情報

外国投資証券に関する証券情報

第1 外国投資証券(外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。)

(1) 外国投資法人の名称

<訂正前>

UBS ETF・シキャブ

<訂正後>

UBS (Lux) ファンド・ソリューションズ・シキャブ

(注) 令和3年4月8日を効力発生日とする定款変更により、本投資法人の商号は、UBS ETF・シキャブ(UBS ETF, SICAV)からUBS (Lux) ファンド・ソリューションズ・シキャブ(UBS (Lux) Fund Solutions, SICAV)に変更された。以下、本投資法人の商号について新商号に読み替えるものとする。